

## 社会福祉法人すぎのこ保育園

### 役員等報酬規程

#### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人すぎのこ保育園（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

#### (報酬等の支給及び算定方法)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等が法人業務を行う場合に別表1のとおり、報酬を支給する。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、職員の出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

#### (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。また、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

#### (端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

#### (公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附 則

この規定は、平成29年4月1日により施行する。

別表1（役員等の報酬）

	日額
評議員会への出席	3,000円
理事会等会議への出席	3,000円
監事監査等への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	3,000円